第11回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

１．日　　　時

平成16年５月17日（月）13時58分～15時21分

２．場　　　所

秋田キャッスルホテル　放光の間

３．会議の次第

(1) 開　会

(2) 議　事

議案第16号　市町村建設計画に関する件

議案第27号　農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件変更の件

議案第58号　社会教育事業の取扱いに関する件

議案第61号　地域審議会の設置に関する件

(3) その他

４．出席者氏名

(1) 出席委員（28人）

会　　　長　　佐竹　敬久

副　会　長　　大山　博美

委　　　員　　相場　道也、松葉谷温子、名古屋　昇、佐々木勝男、佐々木敏雄、辻永　武美、佐々木晃二、安井　貞三、藤原　　貢、進藤　芳明、工藤　四郎、伊藤　　満、相原　政志、三浦　芳博、藤田　　茂、小野寺一志、竹下　博英、牧野　正則、三浦　貞一、池村　好道、稲場みち子、佐藤　裕之、小野寺平紀、佐藤　勇一、片桐登司夫、地主　重子

(2) 事務局

事 務 局 長　　高橋　健一

事務局次長　　豊嶋　　司

事務局参事　　高橋　善健、伊東　孝平、小松　茂美、岡田　裕一、佐々木秀則、丸山　春男

事 務 局 員　　新出　康史、柳田　義人、西田　　幹、名古屋　晃、藤原　正人

専門部会長　　内山　真次、藤本　六男、大山　幹弥、赤川　久雄、工藤　松雄
関 係 職 員　　飯塚　　明、山上　鐵雄、本間　憲禅

５．欠席者氏名
(1)　欠席委員（１名）
副　会　長　　伊藤　憲一

６．会　議　録
○高橋事務局参事　ただいまから第11回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。
私は本日の司会を務めます協議会事務局の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の協議会では、教育分野の事業について協議を予定していることから、前回同様、１市２町の教育長が出席しております。
また、本日の協議事項に関連する専門部会から部会長等が出席しておりますが、専門部会長等の紹介につきましては、名簿の配布により省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。
なお、副会長であります雄和町の伊藤町長は、入院加療中のため、本日の会議は欠席であることをお断りいたします。
次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認いたしたいと存じます。
まず、次第がございまして、資料１は、本日の第11回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件でございます。それから、本日皆様の卓上に配布しておりますのは資料１、市町村建設計画修正資料、それからもう一つ資料１がございます。地域審議会関係追加資料これを資料１の後ろに置いていただければ幸いでございます。そのあとで参考資料１といたしまして、新市建設計画（素案）財政計画参考資料でございます。その次が資料の２、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについての関係資料でございます。その次が資料の２-１でございまして、こちらは議案第27号の見え消しの一枚物の資料でございます。その次が資料の３、社会教育事業の取扱いについての関連の資料でございます。最後、資料３-１が社会教育委員関係の行政制度等の調整方針案の一枚物の資料でございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。
それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。
○佐竹議長　どうも大変お忙しい中、ありがとうございます。それでは、進行させていただきますが、もう早いもので今日で第11回目でございます。今日もひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、ただいまより第11回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第６条に基づき、本日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、雄和町議会議長の工藤四郎委員、秋田県の三浦貞一委員、河辺町収入役の辻永武美委員にお願いを申し上げます。

それでは、次第の２の議事に入ります。

今日の議案は４件であります。

まず、継続審議となっております議案第16号、市町村建設計画に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○高橋事務局長　資料の１、第11回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件をご覧いただきます。

１ページをお願いいたします。

議案第16号、市町村建設計画に関する件。

市町村の合併の特例に関する法律第３条第１項に規定する市町村建設計画を、次のとおり定めることについて協議を求める。

新市の市町村建設計画は別紙のとおりとする、でございます。

この件に関しましては、これまで本協議会において計画素案としていたものを、各方面と所要の調整を行ってまいりましたが、本日は計画原案としてのご決定をいただくものでございます。このあと、県知事に対して正式協議を行い、次回、第12回協議会で最終決定をいただくものでございます。

説明は、事務局次長が行います。

○豊嶋事務局次長　事務局の豊嶋でございます。

それでは、別紙により説明させていただきます。

まず最初に目次をご覧いただきたいというふうに思います。第１章から第９章まであります。第７章につきまして、秋田県事業の推進ということで、これを新たに加えております。これにつきましては、県から県の事業を抽出した形で明記してほしいという要請がございましたので、このように新たに章立てをしたものでございます。

次に、１ページからは第１章といたしまして、「合併の必要性と効果」でございますけれども、この１章には修正はございません。

続きまして４ページをお開き願います。第２章でございます。「計画の策定方針」。２の計画の構成のところに、先ほどの目次と同じように第７章といたしまして「秋田県事業の推進」という章を入れてございます。

次に５ページからは第３章「秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況」について記述してございます。この修正箇所は７ページをお開き願います。２の位置・地勢のところの一番

下の段でありますが、河辺町のところで森林の面積を新たに付け加えてございます。次の８ページには、雄和町の森林面積についても明記したところでございます。

続きまして11ページは第４章「人口フレーム」でございますが、ここの４章につきましては修正はございません。

続きまして13ページをお願いします。第５章「まちづくりの基本方針」でございます。１のまちづくりの目標の一番下のところ、下段に５行ほどアンダーラインで追加してございます。これは、この計画推進にあたっての基本姿勢と申しましょうか、基本的な方向性について記述したものでございます。具体的には２つのキーワードといたしまして、３行目にありますところの市民協働および、一番最後の行にあります都市内地域分権について盛り込んだものでございます。ここの記述についてちょっと読み上げますと、「なお、この計画の推進にあたっては、市民と行政がパートナーとして、お互いの力を出し合いながらより良い地域づくりを行っていくため、市政推進のさまざまな場面において市民協働を進めることを基本とします。さらに、地域の特性と住民意向に適切に対応した市政運営をはかるとともに、新市の各地域内において基本的な行政サービスを完結できる体制を整えるなど、都市内地域分権を推進していきます。」というふうにしてございます。

次に、15ページからは、３として「地域別振興計画の方針」でございますけれども、その次のページ、16ページをおめくりいただきます。１・２行目でありますけれども、ここは中央地域の中心市街地の活性化策についての記述でございますけれども、これまでは「市民のライフスタイルの大きな流れを中心市街地に呼び戻すべく」云々というふうにしておりましたけれども、これを「ライフスタイルの大きな流れに対応した中心市街地の活性化をはかるべく」云々というふうに修正してございます。

次に、このページの上から５行目のところですけれども、見え消しがあります。これは国庫補助事業名が変更になったことから「秋田駅周辺地区まちづくり交付金事業」というふうに改めてございます。

次に、20ページからは、第６章として「まちづくり計画」でございます。ここの修正箇所といたしまして、ちょっと飛びますが29ページをお開き願います。中ほどに「(5)雇用および労働福祉対策の推進」というふうにあります。この本文の一番下のところでありますけれども、ここは勤労者対策の記述でありますけれども、「仕事と家庭・その他の活動との両立」というふうに「家庭」という用語を加えてございます。

次に、31ページでございます。31ページにつきましては、今日お配りいたしました資料１、市町村建設計画修正資料、こちらの方をご覧いただきたいと思います。31ページの(7)農林水産業の振興と市場流通システムの整備の一番下のところに、県営林道開設事業、これは県の事業でありますけれども、これを削除をしてございます。これについては、県との内協議の段階で県から指摘がございまして削除したものでございます。

次に、ちょっと飛びまして39ページ、これにつきましてもこの資料１、今日お配りした

資料１、修正資料ですけれども、この次のページ、39ページに載っております。(5)地方分権と地域連携の推進でございます。ここについても県からの指摘がございまして、地方分権に伴う権限移譲を進めるのは市町村ではなくて国・県であろうと。ですから、今までの表現が不適切であるというふうに判断いたしまして、「権限移譲の促進をはかりながら」云々というふうに改めてございます。

次に41ページでございます。これについてもこの資料、修正版の資料１の方の次のページ、41ページでございます。第７章、秋田県事業の推進でございます。これについては、県においてはここに記載のとおり、市町村合併支援プラン、これに基づきまして県のさまざまな事業、あるいは財政支援等を実施することによって、合併する市町村のまちづくりが着実に進むようしていただいているところでございます。ここも県の指摘がございまして、先行している美郷町、あるいは大仙市と同様に、この計画の本文の中から県の事業を抽出いたしまして、再掲の形でここに掲載したものでございます。ここの表の左側、これが県の事業名ということで再掲の形で載せております。右側に新市の関連施策が記載してございまして、例えば22ページとありますけれども、これは本文の22ページにこの事業が載っていると、こういう意味でございます。

それではまた、建設計画の本体の方に戻っていただきます。43ページをお願いいたします。43ページでございます。第８章といたしまして、公共的施設の統合整備、次に、第９章といたしまして財政計画が載っておりますけれども、ここは章が順送りになっていると、これ以外の変更はございません。

新県都プランの説明は以上でございますけれども、最後に、参考資料１、これをちょっとご覧いただきます。参考資料１でございます。秋田市・河辺町・雄和町新市建設計画（素案）財政計画参考資料、財政計画の参考資料でございます。大変恐縮でございます。ここの「計画（素案）」とありますけれども、これを「(原案)」というふうに訂正をお願いいたします。本体の建設計画が、先ほど事務局長からもご説明ありましたように素案から原案に変わっておりますので、これを原案というふうに揃えていただきたく存じます。

この参考資料の中にも１点だけ訂正箇所がございます。３ページをご覧いただきます。３ページをお開き願います。これは財政計画の総括表でございますけれども、行頭の左から２つ目に平成16年度の歳入歳出計画が載ってございます。この中の歳入では、一番下の地方債および歳入合計、歳入合計のところは網掛けになってございますけれども、この両方とも約56億円ほど減額になってございます。また、歳出では上から３つ目の公債費および歳出合計、これも網掛けになっております。これも同様に約56億円の減額となってございます。これはいずれも減税補てん債の借換分に関するものでございまして、県からの指摘もございまして、普通会計の積算上、歳入歳出のその両方から落とすのが適当と判断いたしまして減額したものでございます。

なお、このように一部、平成16年度計画に修正がございますけれども、建設計画は計画

期間が平成17年度から27年度まででございますので、計画そのものにつきましては何ら影響はないものでございます。

説明は以上でございます。

○佐竹議長　それでは、ただいま事務局の説明にもありましたとおり、本計画は引き続き継続審議として取り扱いますが、本案に基づき、今後、秋田県知事へ合併特例法に基づく正式協議を行う予定でございます。

なお次回、６月２日予定の第12回合併協議会におきましては、当該県協議を踏まえた計画案をお示しし、最終決定する予定であります。

それでは、まずご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　ないようでございますので、ご意見はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　よろしゅうございますか。それでは、ご意見がないようでございますので、議案第16号、市町村建設計画に関する件については、引き続き継続審議とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　ご異議がないようですので、議案第16号は、引き続き継続審議といたします。

なお、県協議等に基づき、今後、字句や条項の順序の調整など内容調整のある可能性がございます。この件につきましては、本質に変わりがございませんので、字句の調整等につきましては会長である私にご一任をいただきまして、その調整結果を次回６月２日の第12回合併協議会で委員各位にお示しするということでご了解をいただきたいと存じます。

次に、議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件変更の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○高橋事務局長　４ページでございます。先ほど、建設計画が44ページございました。その次のページが、また本文４ページでございます。

議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件変更の件でございます。

平成15年11月26日提出の議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件については、次のとおり変更したいので協議を求める。

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第２号の規定を適用し、平成17年７月19日まで在任するものとする。

平成16年５月17日提出　秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長　佐竹敬久でございます。

このページに変更理由がございます。現在、国会で審議中の農業委員会等に関する法律の改正内容に対応するため変更しようとするものであるということでございます。

縷々説明してまいります。

ここに記載のとおり、この件につきましては11月26日の第５回法定協議会でご決定をいただきました。その際は、３市町農業委員会の統合と在任特例の適用についてもございました。この件については変更ございませんが、２項目にございました定数および選挙区の項の削除をお願いすると、こういうふうな変更内容でございます。

その理由についてでありますが、次の５ページをお開き願います。この５ページの掲載は、現在、国会で審議されております農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の抜粋でございます。右の欄に現行がございます。この、法第19条の農地部会設置の規定がここにございます。農地部会は、農地転用などの議案の議決が農業委員会の決定とみなされる機関であります。この下段の方に法第19条第10項がございまして、そこには、20人以下の農業委員会においては農地部会を置かないとの規定がございます。全員参加の総会で議案を審議決定したいとの趣旨がございまして、前回はこの農地部会を置かないことという関係から、定数を20人とすることで調整いたしたものでありました。

しかしながら、左の改正案では、法第19条第１項のところに21人以上の農業委員会にあっては、農地部会を置くことができると規定されまして、いわゆる任意設置という形で改正案が検討されている状況でございます。このため、法律の農地部会に関する規定が改正されたときは、再度検討するとの調整方針を前回ご決定いただいておりました関係上、議案の変更をお願いすることになったと、このような状況でございます。

この改正法律案は、現在、衆議院を通過いたしまして参議院で審議中であります。６月中旬の第159通常国会の会期末までには成立する見込みとなっておりまして、その成立後６カ月以内に公布、施行となるものであります。

さらに詳細につきましては資料の２-１をご覧いただきます。資料２-１でございます。この見え消しで表示しているものがございますが、この線で消した部分についての削除をお願いするということでございます。裏に調整方針案がございます。ここで説明してまいります。

課題につきましては、変更ございません。調整方針案でありますが、このうちの①につきましては、合併時に河辺・雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する、これについては変更ございません。見え消し後の③「合併後の選挙による委員定数は」でありますが、この以下の部分について削除するものであります。これは20人とする。ただし、農業委員会等に関する法律で農地部会に関する規定の改正があったときは再度検討する。これを適用いたしまして変更するということでありまして、新たに「合併後の選挙による農業委員は、合併期日までに調整する」というふうな変更でございます。見え消し後の②は河辺・雄和町農業委員の失職により、農地法等業務に支障をきたすことのないよう合併特例

法第８条を適用する。在任規定を設けるという部分でございます。④は選挙区でありまして、合併に伴い、農業委員の担当エリアも広域化することから、複数の選挙区を設けること。ただし、区分けにあたっては地域性を考慮し、合併期日までに調整するという変更でございます。これを整理したものが資料２となるものでありますが、再度４ページに戻っていただきまして、先ほど読み上げました記載の議案ということで変更をお願いするものであります。

なお、６ページの農業委員会の概要、さらに７ページの編入合併に伴う農業委員の身分、それから８ページ・９ページにございます参考の法律関係については、前回同様でありまして、これについては変更ございません。

説明は以上でございます。

○佐竹議長　それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ、竹下委員。

○竹下博英委員　今の件について少し質問させてください。

これは変更することについては良いわけですが、これは20人のところが結果的には21人以上になると、こういうことでしょうけれども、今後どのような経過でそれが決定されていくのかということ。そして、これは合併期日まで調整するということになっていますが、今後はいつ頃までに新しい定数だとか、その選挙区の区分けが決まるものなのか。そしてまた、決まったあとでこの法定協議会、これにどのような報告と、それから法定協議会との関わり合いというのは、どのようになっているのか、とりあえずその３点についてお聞かせください。

○佐竹議長　事務局、お願いします。

○赤川久雄農林専門部会長　農林専門部会長でございます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

合併協議会事務局長からも説明がありましたように、農業委員会の選挙による委員定数および選挙区の設定について、合併期日まで調整するということなんですが、今後どのようなスケジュールで進めていくのかというご質問だと思います。先ほどもご説明がありましたように、農業委員会等に関する法律が４月22日、衆議院を通りまして、現在、参議院で審議中でございまして、６月中旬頃には成立いたしまして、少なくとも６カ月後ということは、年内には新しい農地部会等の運営に関する中身を含めました法律が改正される見通しでございます。したがいまして、６月中旬の国会成立後、１市２町の農業委員会で委員の定数、選挙区の設定等につきまして、農地部会を置かないということを基本に、今後精力的に調整が図られ、合併期日までには調整したものが決定されていくものと考えてございます。

○高橋事務局長　２点目については事務局からご説明いたします。

法定協議会との関わりというご質問でありました。この法定協議会は皆さんご案内のと

おり、議会の議決によって設置されております。廃止も議会の議決と法律にうたわれておりまして、この廃止の時期との関わりが一点ございます。現時点で私ども事務局といたしましては、合併直前までこの法定協議会を継続してまいりたいというふうに考えているところであります。したがいまして、合併期日前までに先ほど言いました農地部会、農業委員の取扱いが決定されました場合、これにつきましては議案審議を要しないというふうにして解釈しておりますので、この件の定数、それから選挙区につきましては決定次第、皆様に文書でもって幹事長からご報告をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐竹議長　この件について、よろしいですか。

○竹下博英委員　ちょっと続けさせてください。

ということは、このあと、この定数、農業委員の定数のことについては、法定協議会が関わっていくということはないということですね。

○佐竹議長　事務局。

○高橋事務局長　この件について、県当局ともいろいろ調整を図ったところでありまして、法定協議会における一つの任務といたしましては、在任特例を取るという決定があった場合は法定協議会の議案になるだろうと。前回、11月の段階では、この在任特例を取ると同時に20人と選挙区についてまで調整がなったということで議案に加えさせていただきました。したがって、その必須の事項というふうになれば、その在任特例を取るかどうかであるというふうな解釈をしておりまして、定数あるいは、それから今の選挙区の設定については任意の事項であるだろうと。こういうことから、私どもとすれば合併の議決の前には法定協議会の審議は終了したい、させたいと考えております。以降につきましては、まだ法定協が存置している以上、そこに報告を戻すと、報告するということが適切であろうと考えております。したがって、具体的に法定協議会を開催して報告するのではなくて、事務局を経まして幹事長名でその結果について皆様にご報告をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○佐竹議長　ほかにご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　それでは、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　よろしゅうございますか。それでは、ないようでございますので、議案第27号、農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件変更の件について、原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　ご異議がないようでございますので、議案第27号は、原案のとおり決定されま

した。

次に、継続審議となっております議案第58号、社会教育事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○高橋事務局長　10ページをお開きいただきます。

議案第58号、社会教育事業の取扱いに関する件。

社会教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求める。

社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする、であります。

この件については、ご案内のとおり全部で28の項目がございましたが、このうちの社会教育委員の取扱いのみ継続扱いとなっているものであります。

資料については３-１をお開きください。一番最後の資料ということになります。これで説明してまいります。

様式２が行政制度等の調整方針案でございます。課題については、定数、選出区分等について調整が必要であるということで、引き続き課題となっておりました。調整の結果でありますが、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、委員の定数については、合併時から平成19年８月４日までの間は、両町から委員を各１名増員し、12名とする、でございます。これは、社会教育委員の定数に関する条例改正をするということで、合併時から12名とするという調整でございます。資料３は、これを全体として整理してございます。

この件についての説明は以上でございます。

○佐竹議長　ただいま事務局から説明があったとおり、本件は前回の第10回協議会におきまして、社会教育委員の調整方針のみが定まらなかったことから継続審議となっているものであります。

それでは、これについてご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　それでは、ないようでございますので、議案第58号、社会教育事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹議長　ご異議がないようですので、議案第58号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第61号、地域審議会の設置に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○高橋事務局長　12ページをお開きいただきます。

議案第61号、地域審議会の設置に関する件。

地域審議会の設置を次のとおり決定することについて、協議を求める。

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

１、現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第５条の４第１項の規定に基づく地域審議会を設置する。

２、地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。

この件につきましては、資料１の「地域審議会関係追加資料」でご説明してまいります。

よろしいでしょうか。

別紙「地域審議会の設置に関する協議」。

第１条は設置についての規定でございます。市町村の合併の特例に関する法律第５条の４第１項の規定に基づき、合併前の河辺町および雄和町の区域ごとに地域審議会を置く。このことは、この審議会が市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置され、その趣旨は法律に定めがあるとおり、市長の諮問に応じて当該区域に関わる事務に関し、審議し、意見を述べる市の付属機関であることを明示してございます。

第２条は、名称および所管区域であります。合併前の河辺町の区域、それから合併前の雄和町の区域を、それぞれの区域として河辺地域審議会、雄和地域審議会を置く、でございます。

次が第３条であります。第３条は、設置期間についての規定でございます。地域審議会は市町合併後速やかに設置することとし、設置期間は平成27年３月31日までの概ね10年間とする、であります。

まず初めに、速やかに設置するということにつきましては、附則にその規定を設けております。これまで前回に中間報告した以降、幹事会でさまざまな議論を重ねてまいりました。主に本条の設置期間について、議論が集中しております。中間報告では６年間としてきたものであります。その議論を集約いたしますと、次の２点に集約されます。１点目は、期間については建設計画の計画期間と同様、10年間とすべきであるという意見がございました。２つ目は、新市において決定期間内であっても市民の声を行政に反映させる新たな仕組みが確立された場合は、積極的にその見直しをする規定を設けるべき、という２点がございました。その対応としましては、１点目の期間については本条に規定を設けました。２点目につきましては後ほど説明いたしますが、附則に新たな規定を設けることとして対応するものであります。

次に、第４条にまいります。第４条は、所掌事務であります。第１項は市長の諮問に応じて審議し、意見を述べる部分でございまして、(1)の緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項から(6)のその他市長が必要と認める事項まで６項目ございます。

第２項は、地域審議会が主体的に関わるという部分でございまして、地域審議会は必要

と認める次の事項について審議し、市長に意見を述べるという部分でありまして、(1)から(5)のその他地域審議会が必要と認める事項までございます。

第３項は、市長は前２項の規定により、地域審議会から意見が述べられた場合は、その意見を尊重するものとするという規定であります。

以上が第４条関係でございます。

第５条は、委員の定数、選任方法および構成でございます。第１項が地域審議会の委員の数は20人以内とする。第２項は、委員は所管区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が均衡を失しないように選任する。(1)公共的団体等を代表する者、(2)学識経験を有する者、(3)地域の行政運営に関し優れた識見を有する者、(4)公募により選任された者、このような項でもって均衡を失しないように選任してまいるという規定でございます。

第６条は、委員の任期および失職の規定でございます。委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。第２項が、委員の再任は妨げないものとする。第３項が、委員は所管区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

次に、第７条は、会長および副会長の規定でございます。第１項、地域審議会に会長および副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。第２項以降については省略いたします。

第８条は、会議の規定でございます。地域審議会の会議は、会長が招集する。第２項、会長は、毎年度４回、定例の会議を招集するものとする。第３項、会長は、委員の４分の１以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会議を招集しなければならない、であります。第４項以下については説明を省略いたします。

次に、第９条でありますが、これは委員の報酬および費用弁償の規定でございます。委員の報酬および費用弁償については、秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の例による。表現上、上記のような記載としてございますが、実際には秋田市における他の審議会委員と同様、日額7,000円の報酬を支払うことを想定してございます。

第10条は庶務の規定でございます。

第11条は委任規定でございます。

以上でございますが、附則には施行期日がございます。第１項、この協議は平成17年１月11日から施行する。さらに、第２項といたしまして、検討の規定がございます。市長は、地域審議会の委員の任期に併せて２年ごとに、地域審議会の機能、構成等について総合的な見直し・検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて、地域審議会に代わる新たな制度の導入を含む所要の措置を講ずるものとする、という規定でございます。この規定は、設置期間内においても定期的に本審議会のあり方を積極的に検討し、本審議会の充実、活性化を図りながら、時代の流れにも柔軟に対応することを可能とした規定で

ございます。

説明は以上でございます。

○佐竹議長　それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○佐藤勇一委員　ただいまのご説明で、いろいろ細部にわたって詳しくご説明をいただきまして、この内容については賛成でございます。ただ、その中で第５条の地域審議会の委員の数、20人以内とする。これについても賛成でございますけれども、委員の構成ついて、公共的団体とか学識経験、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者、あるいは公募により選任されたものと、こういうふうになっておりますけれども、この20人の数そのものについてはさきほど言ったとおり、賛成ですけれども、ただ、それぞれ何人選任されるか、その辺りちょっと不透明な点もあるようですので、まだそこまでは決定はされていないかとは思いますけれども、今後の構想といいますか、そうした考えがありましたらひとつお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○佐竹議長　はい、事務局。

○高橋事務局長　今、委員がおっしゃいましたように、まだ未定でございます。今後、市長がその細目にあたって決めていくわけでありますが、現時点では20人でありますので、各５人ずつが適当かなと、それが均衡を失しないという選任の基本的考え方に沿うものかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤勇一委員　はい、わかりました。

○佐竹議長　はい、どうぞ。

○大山博美副会長　ちょっと文章的な関係ですけれども、附則の施行期日、１の、「この協議は、」ということですけれども、「この協議は、」というよりも、「この協議会の協議は、」という文章的なことにならないですか。この文章的な表現はどんなものでしょうか。

○佐竹議長　事務局。

○高橋事務局長　ご存知のとおり、この地域審議会の設置については、合併特例法に基づきます。それで、この特例法では、この協議会で協議をして決めなさいとなってございます。そしてこの協議に基づいて、今後１市２町が議決をいたします。その段階で条例と同等の扱いになります。したがいまして、今般のこの規定につきまして、この協議という意味は、この協議会における協議というふうになりますので、よろしくお願いいたします。

○佐竹議長　ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○藤原　貢委員　私から、先ほど建設計画の13ページのですね、「なお、この計画の推進にあたっては」というような文言と、この第３条の問題ですけれども、この第３条はずっと両町、雄和・河辺の言ってきたことを修正してもらったわけだけれども、その第３条と、この附則の２番目の地域審議会に代わる新たな制度の導入を含む所要の措置ということと

の関わりなんですけれども、このことは、このまちづくりの基本方針のなお書きのところといろいろ関わりがあろうと思うわけでございます。ということは、これはあくまでも地域審議会は10年という一つの期間、設置期間は設けてあるわけですけれども、２年毎にどのような制度というものを、この基本計画のこれを目指しておるものか、まずそこを１点お聞きいたします。

○佐竹議長　はい、事務局。

○高橋事務局長　今のご質問、ちょっと申し訳ございませんが、わかりかねました。

○藤原　貢委員　わからない。あのですね、この附則の２項のね、この地域審議会に代わる新たな制度の導入を含む所要の措置を講ずるものとするということなんですけれども、地域審議会を10年間おいているけれども、２年毎にこの地域審議会を全部改組して、発展的にどのように見直しするのかという、そういう具体的なものがなくてただ、見直しというのは具体的にどういうことを言っているんですか、これは。新たな制度の導入の措置を講じるということの意味がちょっとわかりかねるので。

○佐竹議長　はい。

○高橋事務局長　わかりました。大変失礼いたしました。

この附則で２年毎ということは、任期に併せて、ここに記載のとおり総合的な見直し、検討を加えましょうという基本的な考え方をここで述べておりますが、新たな制度との関わり方から申し上げれば、新市の建設計画の13ページに、今後のまちづくりの基本的方向性をなお書き以降に５行付け加えてございます。この中で都市内地域分権のことも目指すと、新たな行政運営のあり方として、その検討とともにそのあり方が決定されれば、この地域審議会は発展的に改組という方向性もあるだろうと、こういう意味合いでございます。したがいまして、先ほど、まちづくりの基本方針に沿うた形で今後審議されていく中で、発展的改組もあるというのがこの解釈とお願いいたします。

以上です。

○佐竹議長　私からちょっと補足させていただきます。 全体像をご説明申し上げないと。

実は、ちょっと大げさな話をしますけれども、この間、麻生総務大臣もお見えになったときに、この地域内分権といいますか、この話もお話を申し上げまして、ある意味では大臣から評価をいただいたわけですけれども、今の市町村合併は、かつて昭和28、９年の合併の時点では、今のこのＩＴ化だとかですね情報通信、あるいは交通体系という部分が非常にまだ未成熟な時期で、そういうことと相まって、どちらかというと合併によって、地域のさまざまな機能がなくなるわけではないですけれども不便になったりいろんなことがある。ただ、やはりこれからの時代は、非常に高齢化時代でもあるし、まさに日本全国でいいますと地方の振興なくして国の振興なしと同じように、やはり秋田市の発展というのは、別に秋田市の真ん中のここら辺だけの発展ではなくて、それぞれの市民の満足度というものがあって初めて発展、振興ということが言えるのではないかと。そういう意味で、

このなお書きのところにも、はっきりとその基本的な行政サービスはその地域内でということで、わざわざ何でもかんでも市役所に来なくてもいいように。ところが、逆に言いますと、秋田市の方はまだそこまでいってないということで、非常に純粋にとらえますと、この地域審議会のあり方について、進め方について、私としては非常に興味を持っていると。いずれ現秋田市におきましても東西南北、中央というブロックがあって、それぞれ支所的な市民サービスセンター、むしろ河辺・雄和の後にそういう形になりますけれども、それを見倣いながらつくっていくと、そういう場合にそれぞれの地域においても、これは合併とは別に、現秋田市の地域においてもそういう地域ごとにいろいろな地域の問題を議論するような組織をつくっていかなければならない。そういう時期が、いずれ遠からずして来るであろうと。その際には、今度つくる地域審議会をモデルにしながら、今度は全市７ブロックになりますから、同じような形でのそういう住民と行政との接点となるのものをつくっていかなければならないと。もう既に、池村先生に座長になってもらって、市民公聴条例、名前が公聴条例でいいのかどうかは別にして、市民の皆さんからいろんな意見をいただく、あるいはいろんな市民、特定の団体だけじゃなくて広く市の情報を皆さんにいろいろお示しする方策等々で今、条例化も進めております。こういうものが全部ミックスされた段階で、いつか、そう遠くない時期にそうあればいいなということで、むしろそういうふうに理想を高くして、今、地域審議会に頑張っていただきたいという、そういう意味も入っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○藤原　貢委員　はい、わかりました。市長さんは以前からそういうような分権と、それから協働、市民との協働ということを力説しておられるので、非常に私も心強く思っておるわけで、新聞によりますと、今言われました市民公聴条例というような検討もされて、委員会もあるわけですから、また、助役さんを中心とした協働のチーム、プロジェクトチームが庁内にもできておるというようなことも踏まえますと、そういうものができるだけ早くですね、地域審議会に代わるようにしてもらえばいいけれども、ただ、それには非常に時間がかかるということを私はここで何回も言っておるわけでございます。特に両町という農山村地域におけるそういったものが、非常に私は懸念されるわけなのでですね、そういった点について地方制度調査会の答申を引合いに出すと、いうなれば新たな公共空間と呼んでいろいろな面でそういった住民と行政との、新たなまちづくりを目指したものが今出ているわけで、これから庁内のプロジェクトでもお話しがあろうかと思いますけれども、何か例えば一定の自治体内の区域の中にそういった一つのＮＰＯを組織し、ＮＰＯにそれなりの自治組織というようなものを委ねながら、その地域のまとめ役にしていけば、農山村ではＮＰＯが出きにくいと言われておるけれども、そういったものがきっかけになって両町の農山村においてもまちづくりに対して行政とパートナーを組んでというような意欲が出てくると思われますので、これはこれからの問題でしょうけれども、そういった、秋田市の方はそういった仕組みはある程度早いかもしれませんけれども、両町に対するそう

いった面についても今後ひとつ新しい市づくり、新しい市になった場合は、おおいにそこら辺にもウエイトを置いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐竹議長　はい、まさしく、その緑の空間というのは非常に大切な空間になりますので、特に今のCO_2の削減なんかの問題、そういう山村、農村部の維持保全というのは非常に大きな問題であります。むしろ、ものによってはそういうことが河辺町さん、雄和町さんの地域審議会の議論から、こちらの方でいろいろ参考にさせていただくことが当然出てくると思います。そういう形でやっていかなければなりませんし、また、当然、市全体でもさまざまな審議会がたくさんございます。そういうところからも、こういう審議会にもどんどん委員も出していただくという、たぶんそういう形にこれはなるものだと思いますので、ひとつそこら辺については、このあとですけれども、おおいにお互いに知恵を絞って中身を充実していくということでなかろうかと思います。

以上でございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○牧野正則委員　第４条の２項、(1)から(5)までありますけれども、文章の最後の方が全部「事項」という文言でおさまっておりますが、予算編成および予算執行に関するところだけ「要望事項」ということになっております。そのことから、私はこの「要望」という文言はいらないような気もするわけでありますが、この意味合いについてひとつ伺いたいと思います。

　それから、委員の項であります。第５条です。委員は市長が均衡を失しないように選任するとあります。条例化するとすれば、この文章自体があまり聞かれないような気がするわけでありますが、何か特別な意味合いがあるものかどうかということを聞きたいと思います。

　それから、先ほど５人ずつというお話がありましたが、委員は市長が選任するということになっておりますが、今から枠組みができているものかどうかということも併せてお願いしたいと思います。

○佐竹議長　事務局。

○高橋事務局長　１点目の要望事項、予算編成および予算執行等に関する要望ということでございます。幹事会でもいろいろ議論をさせていただきました。この字句を入れるという部分については、この地域審議会の基本的な性格が市長の諮問に対する附属機関だということからすれば、ずばり予算編成および予算執行に関する事項といった場合、首長への専決といいますか事項に触れるという誤解を生じさせないだろうかということがございまして、むしろ、予算編成および予算執行に対する要望を申し上げるということで整理した方がよかろうということで、このように整理させていただきました。したがって、この要望の字句については不要ではないかというよりも、むしろこれは必要ではないかという意見が幹事会での意見でございました。

２点目の第５条第２項に、均衡を失しないようにということでありますが、これは市長が選任にあたっての心構えを、また、基本的な方向性をここにいったわけであります。法令解釈上から見ますと、これは３点にわたってバランスをとれというふうに解釈できます。１つ目は、まず先ほど申し上げました(1)から(4)までの選任にあたってのバランスの問題であります。２点目は、この第２項にあります所管区域に住所を有する者の、ここの部分にかかってまいります。この選任者についても、いろいろやはり地域内における住所的なバランスも、これは必要であろうという部分が２点目であります。３点目は、全体のこの条例に代わるものでありますから、この条例全体の中で、例えば雄和町さんについては10人であったと。河辺町さんは20人であったと。そうではなくて、そこら辺もバランスの取れた地域審議会の運営がよかろうと。この３点に均衡を失しないというものがかかるというふうにして考えております。

また、(1)から(4)について、想定とすれば20人ですから、単純に割って５人でなかろうかと。先ほど申し上げましたが、必ずしもこれは決まっておりません。今後の選任の過程について、その議論をされていくというふうには考えております。

以上であります。

○佐竹議長　これは市長が均衡を失しない、いわゆる(1)(2)(3)(4)で、(1)だけ19人で、あと１人だけだとか、そういうことは当然ないわけです。もう一つは、これをはっきり数字的に割れるかというと、その地域によってもあるでしょう。そしてまた、例えばお一人の方でも公共的団体を代表するという立場になるのか、例えば学識経験を有する者になるのか、そういう場合もあるんですね。どちらかで、その場合によってどちらで入るのかという場合もあるわけですから、なかなかここら辺はきちっとその数字等、これをはっきりここに書くというよりも、こういう形でそれぞれ地域の、それこそ地域審議会の会長さん等とご相談しながら、これは、そのときには会長さんはいないでしょうけれども、皆様方それぞれいろんな方々と私も、当然ご相談しながら決めるということになるのではないかと思います。あまりがんじがらめにしておかずに、流動的に、常識的にということになろうかと思いますので。

はい、どうぞ。

○伊藤　満委員　今、会長さんからお話がありましたとおり、全くそのとおりだと思います。地域審議会はこれまでの合併市町村の中で形骸化しているということが非常に懸念されております。そのため、私どもも従来の地域審議会のあり方について、河辺・雄和の議員で情報交換をさせていただきました。最終的に在任特例という選択肢を放棄しての選択の背景には、私どものその議員の在任部分に関わる地域審議会のあり方が最大の眼目でありましたので、その点について今お話あったとおりだと思いますが、少なくとも説明の中で４×５というような単純な数字は、私どもにとっては非常に耳障りな説明に聞こえました。少なくとも公共的団体５、だとかとなりますと、数字が独り歩きするような非常にそうい

う心配があります。また、マスコミ等を通じましても公募により選任される者が５というような、例えばという注釈が付いたにしても、公募５人が独り歩きするのではないかという懸念もあります。最終的に市長さんがそれぞれいろんなものを総合的に判断して選任するということでよろしいと思いますので、市長さんの説明が妥当かなというふうに思いますが、少なくとも市長さんのおっしゃるとおり、河辺・雄和とも、市長さんももちろんご存知だと思いますが、なかなか20人の委員を選任するということになりますと、お一人では当然難儀されることだと思いますし、旧町に対するいわば事情に精通されている人の助言なども当然あおぎながらというふうに想定されるわけであります。そういうことも含めて、この地域審議会の委員および今後の運営のあり方については、市長さんの従来からの説明であります地域分権というものも念頭にし、十分に配慮しながら選任していただけるものと考えておりますので、具体的な数字については、説明の中でもあえて私は削除していただきたいというふうに思いますので、いや、その数字はないということで市長さんが考えていただければ、それはそれで結構だと思いますけれども、その点について市長さんから数字のことについて再度お願いしたいと思います。

○佐竹議長　取り消すというのも、いずれ20人以内という中で、河辺町さん、雄和町さんそれぞれの特色もあろうと思いますので、そういう点を十分踏まえた形で、それこそ妥当な、河辺町さん、雄和町さん、そして秋田市とも、こういう形がより良いのではないかという中で選ばせていただくということになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○佐藤裕之委員　素朴な質問なんですが、地域審議会につきましては、３地域が早く１つの自治体として手を携えて一生懸命やっていこうということと、それからやはり合併に伴う地域の問題というのが吸い上げられなく、意見が吸い上げられなくなるというところの、極めてその前向きな妥協の産物として、大変ご苦労をかけてこういう調整方針になったのだと思います。それはそれで非常に敬意を表するものでありますが、今の第５条のところの非常に素朴な質問でありますが、おそらく20人以内という委員の数ということをここにうたいますと、おそらく20人で決まるのかなというふうに予想しています。では、はてさてその20人というのは、その専門部会のご検討の中で、何か根拠があったのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。と申しますのは、例えば今の、現在の秋田市において市長さんの諮問機関的なもの、市政懇談会的なものがあるわけですが、そのやはり、別に人数比にこだわるわけではないし、そうでなければいけないというものではないですけれども、その住民の声を聞くというような数という点からすると、かなりこれは、手厚いものなんではないのかなという気がいたします。そういう意味で、この20人以内というところの原案になったところで、何かご議論があったものかどうかということが１点でございます。

それからもう一点でございますが、この地域審議会というのは、やはり原則は秋田市長

の諮問機関ということだろうと思います。したがいまして、当然のことながら一つの議決機関としての議会とは、やはり性質を異にしなければ、そもそもいけないものだろうと思いますし、もしそこで大きくその意見がぶつかったりした場合、どうするんだろうかなと、素人的には非常に懸念を持つところですが、特にこの第８条の第６項でございますが、当然諮問機関として統一意見をまとめるということで多数決原理というのは必要なのかもしれませんけれども、逆にいうと、やはり市長さんにいろんな意見を、その地域の意見を拾ってといいましょうか、具申申し上げてきちっと対策を立てていただくというような意味での機関だとすれば、あえてここで多数決原理というものをここでうたう必要があるのかどうか、この辺についてご議論がなかったものかどうか、お伺いいたしたいと思います。

以上２点でございます。

○佐竹議長　はい、事務局。

○高橋事務局長　１点目の20人以内ということについては、幹事会等においては、15人がいい、あるいは10人でなければいけないなどという具体的な議論はございませんでしたが、第４条の所掌事務が非常に多岐にわたっていることから、20人程度がよろしいだろうということでございました。

また、先ほど５人ということについて意見がございましたので、会長である市長が答弁したとおり、今後はそのバランスを失しないという部分に力点を置きまして、具体的に１号から４号については、人数のことについては触れないということにしてまいりたいと思いますが、いずれその多岐だということで20人程度。先進事例を見ますと、15人という数が結構多いという状況ではございました。

お答えなっているかどうかはちょっとあれですが、いずれそういうことでございました。

もう１点、意見の調整と多数決原理の関係でございますが、佐藤委員がおっしゃるとおり、この種のことについて市長の諮問機関で具体的に多数決におよぶということについて、現時点でどのようなものがあるか、確たる想定はできないわけでありますが、ものによっては、まさに多岐にわたるその審議をお願いするという場合に、この審議会の全体的な意見がどの方向にあるのかという確認に入った場合は、この条項も抜くことはどうなのかなということは議論してまいりました。ちょっと消極的なご説明で申し訳ございませんが、以上のとおりであります。

○佐竹議長　これも私からちょっと補足します。 協議会も今日で11回目ですけれども、いろんなところのこれまでの事例を見ると、相当協議をしても様々な想定しない問題が出てくるという場合が結構あるという、そういうところについて、できるだけ合併後スムーズに一体性を保つためには、やはりある程度広く意見を聞くということも必要ではないのかという、もう一つ、ある意味では、その待遇については、必ずしも大きな財政負担にはならないということもあります。

もう一つは、会議の議事ですけれども、これについて最近の流れをちょっと。国の各審

議会、調査会等で、最近意見が割れる場合がございます。それで、こういうものについて、今まで割れるものについては両論併記で結論を出さないという方向でしたけれども、無責任じゃないかということで、最近の国の審議会、いろんな調査会は、一応最終的にあまり割れたときは決を採って、一応こっちの方が多数でしたと。ただし、だからといって少数意見を消すんじゃなくて、ただし少数意見、あるいは採択されない意見としてこういう意見もありましたと、そういう形で出すというのが、どちらかというと最近は多くなっております。そうでないと、なかなか曖昧模糊として。ただ、この審議会で果たしてこういうものが出てくるかどうか、これはやはり会長さんのご裁量で、運営をしていただくということになろうかと思います。

ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○小野寺一志委員　今までの論議を聞かせていただいて、ほとんど終わった感じ、私も心の整理ができた感じがしますけれども、一つだけ、第10条の庶務のお話が出ています。これが河辺や雄和のために設置されるかの如くの印象をいただくんですが、それはそれでいいけれども、一体、将来の機構の中の一つに、こういうことをきちんと位置付けながら進めていこうとする何か具体的なものがあるのかどうかという問題があります。是非お聞かせをいただきたいんですが、それというのも附則の中の第２項に、将来を目指した形づくりというものがいよいよ本物のような気がしまして、私自身思うに、何も、どこにも通用しない考え方だけれども、合併になったときの新市の方向について、お金がどんどん減らされながらも、ものごとをやっていかなければならないというときに、市民の参加と、それは犠牲じゃないけれども喜んで参加していただく形を構築するというのが、これからの道だろうし、私、難しいことは知りませんので、一口にどうなんだという答えに対しては、これからは口もいっぱい出すけれども、それ以上に手を出す世の中になるんだなと。口も出すし手も出さなければ、地域全体が望んでいる社会というのはできないんだという意味で、これまで自分なりの意見を話してきた経緯があります。そういう意味で、いろんな文献を開いてみたら、地方分権じゃなくて地域分権という言葉が飛び交ってまいりました。全く我が意を得たりと実は手を叩いて喜んでいる一人なんですが、そういったものがなければ、これからの財政上の不足な部分を補うときに、何で補うのかということの目安がないと、おそらく合併の翌日から、こういった将来展望を町民の皆さんにお示しをしないと、翌日から合併しなければ良かったということが起きるんだろう、それだけ大きな変化が私は合併後に出てくると思います。それを私どもの議員としての立場で、町民に対する説明が不足であったし、何がどうなのかということの説明をしなかった点はおおいに反省しなきゃならんけれども、今後の展望としては、やっぱりそれなしにはできないなと。そこで第10条に河辺や雄和の地域の振興を担当する部局、これに大きな実は期待を持っているわけでして、その中身をもうちょっと教えてほしいな。そして、やがてそれに基づく地域分権の展開がですね、私の住んでいるところなんですが、おかげさまをもちまして昭和47年

に決定をいただいたコミュニティの組織があります。文献ではいろんな具合に解説するけれども、言い換えれば、地域発展のために口も出すし一生懸命手も出すんだという中でやってこられたものが多いわけでして、これぞまさにもっと厳しくなる財政の状況の中での道だなと私、確信を得て皆さんにお話しているのでありますが、それらの第10条における部局の展望とですね、将来の地域協議会ですか、法的に類例を見ればＤタイプですか、そういったものにやがては移行するということなんだろうなと思ってはいるんですが、この２点に絞って、ひとつお聞かせいただければありがたいな、こんなふうに思います。終わります。

○佐竹議長　事務局。

○高橋事務局長　前回のご説明のときに、第10条については詳しくご説明申し上げませんでした。この規定については、庶務の規定という事務処理をどこが担うかという規定そのものずばりでありましたが、12月のこの本協議会に対して、今後の組織機構については一応の絵柄、図柄をお示ししたところであります。その図柄によりますと、市長、助役のもとに、仮称ではありますが地域振興局を設置する。そしてその下といいますか、その所管するものとして、現在の河辺・雄和両町に総合支所的機能を包含した市民センターを置くということにしてございます。この仮称地域振興局につきましては、今後、今、委員がおっしゃったような形で地域振興、地域自治のあり方を全庁的に調整する機関というふうな位置付けになろうかと存じます。そうした場合に、この地域振興局がこの庶務を扱うことが、今後、この地域審議会等の方向性について、ずばりお答えになるだろうというふうに考えているところでありまして、委員の意見と全く同じ意見を持ってございます。そうすることによりまして、地域振興に関して、地域振興局が全庁的な調整を所管するということにおいては、新市としての一体感を持った運営がまさに可能であるし、住民の意見が直接市長に伝わりやすくなるというふうにして、施行上からもそれを保障していくということになろうかと思います。

　後段の地域振興に関わる市民自治、あるいは住民の関わり方につきましては、口を出す、手も出すという意味からすれば、私どもはこの地域住民のあり方、市民のあり方が、自主的な、あるいは自立的な対応といいますか、財政の厳しさに関わらず、今後の地方行政を担う者としても、あるいはその担い手、受け手である住民にとっても必須の心構えであろうかと思いまして、大変そこら辺につきましては、高い次元からのご意見を伺ったというふうにして、私どもとしては評価を申し上げたいと存じます。

　以上でございます。

○佐竹会長　私からも、全くそのとおりですけれども、前にもお話しましたとおり、例えば秋田市の今の体制では、支所はありますけれども、それを統轄する部局というよりも、それぞれの事務の中で縦割りだと。そうしますと、市役所、本庁に行くときに、必ずしも統轄する窓口がないという、それはやはり全体、それぞれの個別の仕事は個別の部局ですけ

れども、やはり統轄した部局がないと、ああだこうだとたらい回しということもあるわけですので、全体を見届けるという、それが今後、この建設計画にも書いてありますけれども、私どもの方の先ほどもお話しましたけれども、支所を市民サービスセンター、今の、むしろ支所機能を拡充するときに、やはり同じことが出てきますので、むしろ先行事例という形で地域振興局ということで河辺・雄和のサービスセンターの窓口、あるいはこういうものの窓口ということ。また、その、やはり住民の方にいろんな点を、いろんなこれから、それこそ口も出すし手も出すと。手も出す方を担っていただくためには、やはりその、市役所そのものがでんと構えて、ほら来いという話では、これはいかない。やはり、市の職員、行政組織と、特にその地域との密接な日常的な交流、ふれあいの中で、やっぱりお互いに理解しながらやっていくという、そういう方向になりますと、やはりこの、特に地域に対するそれぞれのその情報流通、交流というのは、市の職員そのものにも求められるし、当然そのサービスセンターの運営も市の職員ですので、そういう意味で大変今のお考えは、まさしくこれからの大きな流れの起点になるお話ということで拝聴させていただきました。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹会長　ご意見ございませんか。はい、相原委員。

○相原政志委員　この地域審議会については、これまでも秋田市議会として何度かいろんな協議を進めてまいりました。形骸化と言われる中で、どのような審議会が良いのか。今日も午前11時から市議会の合併に関する調査特別委員会を開催いたしまして、地域審議会の設置検討に関する本日提案されました再調整案について、各委員から意見をいただいたところでありますが、要約いたしますと、再調整案に関しては両町地域住民の不安を解消する、払拭するために地域審議会を設置することには了とする、との声がありました。したがって、了とするという結論を得ました。ただし、委員の選任にあたっては、均衡を失しないように、先ほど来いろんなご意見ありましたけれども、均衡を失しないようにするとともに、10年間という設置期間は長いと感ずる委員が大変多かったということも事実であります。審議会が形骸化を防ぐ、審議会の形骸化をなくすためにも、また、名実共に合併を有意義なものとするためにも、２年毎の見直し、検討をしっかり行ってほしい。さらに、合併後の新市にあっては、早期に一体化が図れるように努力するように、というふうな意見が出ております。

以上が秋田市議会の本日の委員会における意見でございましたので、皆さんにご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○佐竹会長　いわゆる先ほどまで議論をされましたけれども、この審議会が、それこそ合併そのものが十分その後順調に進むという、そういう役割を担っていただくということが一

番の期待でありますし、またその、当然この審議会は、この一体性をできるだけ早く確保するというような啓蒙を図るのも役割の一つということではなかろうかと思います。そのために、やはりいろんな不安については、どんどん審議会で議論していただいて意見をあげていただくと。そういう中で、今、秋田市議会の相原委員が話された点についても、おのずからその前向きな対応がとられていくのではないのかなという、そういう感じがいたします。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹会長　それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第61号、地域審議会の設置に関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐竹会長　ご異議がないようですので、議案第61号は、原案のとおり決定されました。

本当に大変ありがとうございました。

以上で、本日予定の議案の協議は終了いたしました。

それでは、次に、次第の３のその他に入ります。

事務局、何かありますか。

○高橋事務局長　ありません。

○佐竹会長　ないようでございますので、以上で、本日の協議会を終了させていただきます。

本当に、特にこの地域審議会の件につきましては、それぞれ大変これまでいろいろと、それぞれ１市２町でご協議をいただきながら今日この結論に達したわけでございますので、大変そのご協力について感謝を申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○高橋事務局参事　以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

なお、次回の協議会は、来月２日、午後２時から当会場で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。

署　　名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

会議録署名委員

委員

委員